

## ◇ 喜茂別町保育所

【住所】 喜茂別町字喜茂別 22-3 【電話】 0136-33-2142



標準保育	7:45~18:30	保育の必要性の認定が必要	別表参照
短時間保育	8:30~16:30		
病児・病後児保育	9:00~17:30		1,000円/日
一時預かり保育	8:30~18:00	保育の必要性の認定は不要	2,000円/日
定員	70名		

●保育の必要性の認定には、次の要件の一つに該当する必要があります。

- (1) 1月において、就労時間が48時間以上の労働に従事していること。
- (2) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族(長期間入院している親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。
- (7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校そのこれらに準ずる教育施設に在学していること。
- (8) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

(9) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待が行われ、又は再び行われるおそれがあると認められること。

(10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること。



(11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域保育事業を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

(12) 前各号に類するものとして教育委員会が特に認める者。

● 3歳以上児保育料 副食費として 3,150円

● 0・1・2歳児保育料

基本的な階層別の保育料です。ひとり親家庭や多子世帯など、家族の状況により保育料は変わりますので、詳しくは保育所までお問い合わせ下さい。

☎0136-33-2142

		標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯	0	0
第2階層	非課税世帯	0	0
第3階層	48,600未満	13,600	13,500
第4階層	97,000未満	21,000	20,700
第5階層	169,000未満	31,100	30,700
第6階層	301,000未満	42,700	42,000
第7階層	301,000以上	56,000	55,100

### ◇喜茂別町放課後児童クラブ

【住所】喜茂別町字喜茂別22-3 きもべつ笑み〜な内 【電話】0136-33-2191

場 所：きもべつ笑み〜な

対 象：小学校1年生から4年生まで

時 間：平日は下校時〜18:30まで 夏・冬休みは9:00〜18:30まで

利用料：月額5,000円(家庭の状況により軽減あり)

定 員：30名